



ビジネス 支援コーナー

移民法改正について

バーンズ&ソーンバーグ法律事務所
山本 真理

早いもので、同時テロ事件から5年が過ぎたが、米国の法律に関して、この5年間に最も直接的な影響を受けたのは移民法関連であろう。国土安全保障省が発足して、外国からの入国者に指紋押捺を義務付けるUS-VISITプログラムの実施をはじめ、米国での外国人の管理が一括され、それまで法務省の管轄下にあった移民局と、財務省の管轄下であった関税局が同省内に一体となって税関国境警備局を形成した。移民局は、組織の名称変更から申請フォームの改正、細かな手続き、送付先の変更等を繰り返し、移民法に携わる多くの米国弁護士を苛立たせた。

こうした動きの中、2004年1月にブッシュ大統領が移民法の改正を打ち出し、その法案をめぐって民主党、共和党からの意見がマスコミを賑わし、全米で抗議デモ等が起こった。シカゴで行われた集会にはブラゴヤビッチ州知事、デイリー市長の両者が参加し、移民に対するサポート姿勢を強く打ち出していたが、一方では、違法労働者の追放のみならず、移民の完全排斥を訴えるネオナチまがいの行動も随所で繰り返された。極端な意見ほど話題になりがちだが、ブッシュ大統領の唱える移民法改正は、国境警備の強化、移民法取締りの強化、違法移民の合法化という3つの柱を中心としており、2006年9月現在、上院と下院がそれぞれ草案を提出し、米国議会で実施となる改正移民法の細かな点の調整が行われている。

国境警備と不法入国阻止

同時テロ事件以降の多くの新法の例にもれず、今回の改正案もテロリストの早期摘発と入国阻止が大きな

目的となっている。具体的には、まずテキサス、アリゾナなど、メキシコと陸路国境を接する地域での国境壁の建設と、国境警備隊の増強で、その国境壁の厚さや距離、増員方法、国境警備隊が拘置する違法入国者の措置等について、上院下院で意見が分かれている。既に一部では建設が始まっているという国境壁だが、その建設を違法労働者以外の誰がやるのか、いまだに国境を陸路突破して入国してくるメキシコ人の数は国境壁を必要とするほど多いのか、テロリストはメキシコよりカナダから来るのではないのか、などなど、案の発表以来繰り返しコメディアンが格好のネタにされているが、案の定、カナダから入国しようとした複数のテロリストが逮捕されたニュースもあったように、その実際の効果には疑問が残る。

また、これまで、違法入国者や滞在者を逮捕しても収容場所がないため、裁判日を知らせて釈放すると、裁判日に出頭しないためそのまま放置される「キャッチ&リリース」措置が慣習的に続いていた。この点の強化を目的として、拘留施設の増設、強制送還手続きの徹底、懲罰、取締りの厳重化などが挙げられている。

雇用者に対する影響とゲストワーカープログラムブッシュ大統領は、育ったテキサスが中南米移民のメッカであるせいか、移民問題に関しては国粋主義的な傾向が薄く、これまでも違法在住者を合法化する案を述べているが、今回の移民法改正案も、テロリスト阻止、違法移民の撤廃を謳う一方で、米国が移民の国であること、優れた才能、人材の移民が米国の発展を担っていることを強調し、短期間の合法就労、既に米国に在住している違法移民の合法化を大きな課題に挙げている。

現実的に考えて、米国の農業や、建設業、レストラン、ホテルなどのホスピタリティー業は、低所得、低待遇でも勤勉な違法就労者なしにあり得ない。彼らの多くは犯罪者やテロリストなどではなく、米国の経済は彼らを必要としており、彼らを合法化して税金を徴収するというゲストワーカープログラムの骨子は大変わかりやすい。勿論、移民がアメリカ人の職を奪うという反対派が存在し、逆に、彼らの労働環境の改善、保護を訴えるグループもある。アメリカにおける全ての問題と同じく意見は両極に分かれているが、上院、下院の草案の中には、5年間違法就労を継続している

場合、\$3,250以上の罰金と税金の追徴金を支払って永住権、市民権を得る案や、短期労働者のためのゲストワーカープログラムの導入などが挙げられ、改正移民法に違法外国人就労者の合法化が盛り込まれる可能性は大きいと思われる。

その一方、雇用者側には、就労資格確認の義務が強化され、違法就労者雇用の罰金引き上げや、懲罰の厳重化も避けられないものとみられる。米国には、中南米に限らず、世界中から違法就労者を入国させ、低賃金で就職斡旋する組織的な違法行為が、相当な規模で存在していると言われる。その撲滅が目的であるにせよ、国土安全保障省の発足により、移民局だけでなく、これまで別機関で相互連絡関係になかったソーシャルセキュリティー局やRS、関税局、警察も相互に連携を持つ組織となり、取締の強化も改正移民法の大きな目的となっている今、違法就労者の雇用に対する懲罰は、軽減する傾向にはない。雇用者は、例えば、人材派遣サービス等から送られてくる従業員に対しても、慎重な就労資格確認が必要となる。これを機に、人材派遣会社との契約書の見直しと強化を是非勧めたい。

まとめ

各地でのデモや、極端な意見ばかりが報道されている移民法改正だが、これまでのように、一定期間以上の長期滞在者に無条件に永住権資格を与えるような大赦を認めていない点が大きな特徴になっている。違法就労者は、合法就労者、或いは永住権取得への道が拓けると同時に、本人にも雇用者側にも、あらゆる手続き実施や義務遂行が必要とされる。日系企業の多くは、違法就労者などいないので、移民法改正など関係ないとみているようだが、独系企業で違法雇用者の摘発があり、違法就労者間でデマが飛んだ結果、他の企業でも多数の従業員が摘発を恐れて欠勤したため、工場が一時的に稼働できなかつた例もある。H-1Bビザ発行上限の引き上げ案やゲストワーカープログラムなど、朗報の可能性も期待できる一方で、強化される取締対象となり得る可能性、またその二次的な影響についても、考慮が必要といえるだろう。

